第五号中「4に掲げるもの」を「4及び5に掲げるもの」に改める。

第五号に次のように加える。

5　造林に必要な資金（林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する資金をいう。）その他国又は地方公共団体が融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金を除き、平成二十年九月三十日までに借り受けたものに限る。）を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金（4に掲げる資金を除く。）

第十八号の5の(2)のイ中「国又は財団法人農林水産長期金融協会（昭和三十九年九月十五日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。）が」を「国が利子補給補助又は利子助成補助を行う資金及び国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として」に改める。

○財務省・農林水産省告示第八号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第二条第三項の規定に基づき、平成十年六月十七日大蔵省・農林水産省告示第三十二号（農業信用保証保険法第二条第三項及び第六十六条第一項第一号並びに農業信用保証保険法施行令第四条第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金、主務大臣が指定する農業協同組合及び主務大臣が指定する農畜産業振興事業団の助成を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年四月一日

財務大臣　菅　直人

農林水産大臣　赤松　広隆

第一条第一号ロ中「財団法人農林水産長期金融協会（昭和三十九年九月十五日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。）を「国の補助金の交付を受けた者のこれを財源とした補助」に改め、「補助又は」を削り、「もの」を「もの（ハに掲げるものを除く。）」に改める。

○厚生労働省告示第百五十一号

地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第四条第一項の規定に基づき、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第1の1(1)ロ(ロ)(i)中「、1.00倍」を「1.00倍とし、0.50倍未満である場合にあっては0.50倍とする。ただし、全国の一般有効求人倍率の月平均値が0.50倍未満である場合にあっては、全国の一般有効求人倍率の月平均値とする。」に、同(ii)中「、1.00倍」を「1.00倍とし、0.50倍未満である場合にあっては0.50倍とする。ただし、全国の常用有効求人倍率の月平均値が0.50倍未満である場合にあっては、全国の常用有効求人倍率の月平均値とする。」に改め、同(1)ハを次のように改める。

ハ　その地域内に居住する求職者に関し法第3章に定める地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められること（法第2条第2項第4号）。

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の区域並びに東京都、愛知県又は大阪府の区域に隣接し又は近接する地域であって、これらの区域と経済的条件からみて一体であるものは、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められないこと。

第1の1(2)ロ中「、1.00倍」を「1.00倍とし、0.67倍未満である場合にあっては0.67倍とする。」に改める。

○厚生労働省告示第百五十二号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第十二条第五項の規定に基づき、雇用保険率を平成二十二年四月一日から一年間千分の十五・五（次の各号に掲げる事業にあっては、当該各号に定める率）とする。

一　法第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）　千分の十七・五

二　法第十二条第四項第三号に掲げる事業　千分の十八・五

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第百五十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、厚生労働大臣が指定する地域を次のように定める。この場合において、指定する期間は、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

○厚生労働省告示第百五十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十八条第一項第二号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める時間数を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用し、平成六年労働省告示第十号（雇用保険法第六条第一号の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める時間数を定める件）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数は、三十時間とする。

○厚生労働省告示第百五十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二条及び第三条の表中「平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

○厚生労働省告示第百五十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十二年四月一日に次のように同項に規定する在宅就業支援団体を登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第百五十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の施行に伴い、昭和五十年労働省告示第八号（厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第四条中「第六条第一号の二」を「第三十八条第一項第二号」に改める。

第五条中「前三条」を「前各条」に改める。

第六条第一号中「第六十一条の七第一項」を「第六十一条の六第一項」に改める。

附則を削る。

○厚生労働省告示第百五十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の施行に伴い、平成七年労働省告示第四十号（雇用保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定めるみなし賃金日額の算定の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第三条中「前条」を「前二条」に改める。

第五条中「前三条」を「前各条」に、「第六条第一号の二」を「第三十八条第一項第二号」に改める。

附則を削る。